

第 5 章

地方公営企業等における 非組合員の範囲の認定

第5章 地方公営企業等における非組合員の範囲の認定

第1節 概況

平成28年中の地方公営企業等における非組合員の範囲の認定については、市立敦賀病院にかか
るものが1件あり、認定を行った。

第2節 認定告示の概要

市立敦賀病院

平成28年5月16日 敦賀市病院事業管理者および敦賀市職員労働組合病院支部執行委
員長から申出
(申出理由)

平成28年4月1日付けで、市立敦賀病院が地方公営企業法の全部
を適用する運営に移行となったため

平成28年5月27日 第530回公益委員会議において認定手続きの開始を決定

平成28年6月28日 第531回公益委員会議において次のとおり認定

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者の職名
市立敦賀病院	事業管理者、院長、副院長、理事、診療部長、医療支援部長、 医療技術部長、薬剤部長、看護部長、事務局長、医療支援部次長、 技師長、薬剤部次長、看護部次長、総務企画課長、医療サービス課長、 医療福祉相談支援室長、地域医療連携室長、医療安全管理室長、 検査室長、放射線室長、リハビリテーション室長、臨床工学技術室長、 栄養管理室長、総務企画課主幹、医療サービス課主幹、 総務企画課長補佐、総務係長、給与・福利厚生係長

平成28年7月8日 福井県報において告示(福井県労働委員会告示第2号)

